

健康管理手帳・船員健康管理手帳所持者のみなさまへ

令和 8 年 4 月 1 日以降の受診分から

健康管理手帳の受診旅費の支払額が一部変更となります

自家用自動車を使用した場合

支払額が

①従来の「18円/km」から「16円/km」に変更となります。

【今回の変更は「16円/km」のみとなります】

②高速道路料金、駐車場料金が支払い対象となります。

※高速道路料金・駐車場料金の支給を請求いただく場合は、領収書等（高速道路料金はETC利用証明書の提出でも可）を提出いただく必要があります。

令和 7 年 10 月 1 日以降の受診分から

健康管理手帳の受診旅費の支払額が変更となっています

鉄道を使用した場合

従来は普通旅客運賃のみ支払い対象としていましたが、

急行・特急料金も新たに支払い対象となります。

急行・特急料金を含む旅費を請求いただく場合は、領収書等を提出いただく必要があります。

（グリーン車等の支払いは従来どおり支給対象外となります）

※ 国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、本制度による受診旅費の支払額も変更となるものです。

※ 受診旅費についてのお問い合わせ

鹿児島労働局健康安全課 ☎099-223-8279